令和3年度

赤い羽根 新型コロナウイルス対策活動助成募集要項（第７次）

いのちをつなぐ支援活動を応援！〜支える人を支えよう〜

1. 助成の目的

新型コロナウイルスの影響が長期化する中、環境の悪化等により、さまざまな生活課題が顕在化してきています。

沖縄県共同募金会では、新型コロナウイルス感染の影響による困窮や孤立などの生活課題に対する多様な支援活動を応援するため、事業費の助成を行います。

1. 助成対象となる団体
2. 助成の対象となる団体は、新型コロナウイルスの感染拡大等の影響により、日常生活に困難を抱える人々の福祉課題に対する取り組みを実施している非営利組織で、主に次に掲げる団体とします。（個人、営利企業は対象外です）
	1. ボランティアグループ等任意団体（未法人）
	2. 社会福祉法人
	3. NPO法人
	4. その他、非営利団体・組織

※沖縄県共同募金会の「令和３年度りゅうちゃん子どもの希望募金」の助成を申請している場合は応募できません。

1. 助成対象となる団体の資格は、下記の要件をすべて満たす団体とします。
	1. コロナ禍で生活に困難を抱える人の支援を目的とする非営利の団体
	2. 応募時点で団体が設立されており、助成対象事業の実施体制が整っていること（活動年数は不問）
	3. 応募団体名義の入った金融機関口座を有していること
	4. 反社会的勢力および反社会的勢力と密接な関わりがある団体でないこと

1. 助成対象となる期間は、令和３年４月～６月です。この期間に行われた事業の経費に助成します。

※助成申請前であっても、この期間の事業の経費が助成の対象となります。

1. 助成対象プログラム
2. 子どもの居場所支援・学習支援・食事提供の取組

子ども達（親子含む）が、放課後、夜間、休日など孤立することなく、気軽に過ごすことができる居場所（食事支援等）の提供や、小中高校生等に対する無料又は低額での学習支援を行う活動。

1. 子どもや女性の緊急避難先（シェルター）の提供

家庭内の虐待や放任などによって自宅で暮らすことができない子どもや女性の緊急避難を受け止めるシェルターを運営する活動。

1. 子どもの一時預かり

ファミリーサポートセンター等における一時預かりの利用料免除を行う取組

1. 個人や家族の困窮、孤立等の問題に関する相談・支援の取組

　困窮、孤立、育児、介護など個人または家庭内の問題に関する相談・支援を行う活動。

1. 食品・食材・日用品・学用品などを無償で提供する活動。
2. その他、助成の目的に合致し本会会長が必要と認めるもの
3. 助成額の上限、対象経費等について
	1. 助成額は、１事業１０万円以内です。 自己負担金は不要ですが、内定額以上の支出があった場合のみ内定額を助成できます。期間内の支出済額が内定額に満たない場合は、支出済額を助成します。
	2. 助成対象となる経費は、「４助成対象プログラム」に直接必要な経費とします。

※団体スタッフの人件費・報酬、団体事務所の家賃・水道光熱費は助成対象になりません。ただし、臨時的スタッフ・講師等への報酬、食材等の保管倉庫や活動場所等の借り上げ料は対象となる場合がありますので、助成申請書の提出の前にご相談ください。

* 1. 公的補助金又は民間助成金等を受けて実施する事業費については、原則として対象外としますが、補助金・助成金等で賄うことのできない経費のうち、本会会長が必要と認める経費については、一部助成することができるものとします。

※③に該当する事業申請を行う際は、提出前に事前調整をお願いします。

※沖縄県共同募金会の「令和３年度りゅうちゃん子どもの希望募金」の助成を申請している場合は応募できません。

1. 助成応募期間・申請方法・提出書類
2. 応募期間

令和３年４月６日（火）～令和３年４月３０日（金）必着

1. 応募方法
	1. 沖縄県共同募金会ホームページ（https://www.okishakyo.or.jp/kyoubo/）から様式データファイルをダウンロードいただき、所定の助成金申請書等提出書類に必要事項を記入・捺印の上、上記応募期間内に沖縄県共同募金会まで郵送又は電子メールでご提出ください。
	2. 審査に際して申請内容を照会することがありますので、必ず提出書類の写しを手元に保存してください。
2. 提出書類
	1. 申請かがみ【様式１】
	2. 助成申請書【様式２】
3. 助成金の交付、精算、活動報告
4. 助成金の交付は事業実施後の精算払いとなります。助成金の内定額を全額支出した段階で事業報告書を提出してください。事業報告書を確認の上、内定額を精算払いします。 ただし、令和３年７月３０日（金）を報告の期限とします。

【活動報告提出書類】

1. 報告かがみ【様式３】
2. 助成事業報告書【様式４】
3. 支出費用の領収書（写し）※原本証明（別紙１）を添付
4. 活動状況のわかる写真　2～4枚
5. 助成金請求書（別紙2）
6. 寄付者へのメッセージと写真の広報（HP,情報誌）掲載承諾書（別紙3）
7. 助成金の支出期間は６月３０日（水）までです。支出額が内定額に足りない場合、支出済額が助成額となります。

|  |  |
| --- | --- |
| 申請期限  | 令和3年4月30日（金） |
| 審査・内定  | 令和3年5月19日（水） |
| 活動報告提出期限 | 令和3年7月30日（金）※助成金の内定額を全額支出した段階で事業報告書を提出していただければ早めに助成金を交付できます。 |
| 助成金交付 | 事業報告書提出から概ね10日以内 |

1. 問い合わせ及び書類送付先

 社会福祉法人沖縄県共同募金会 （〒903-0804 那覇市首里石嶺町4-373-1）

 ＴＥＬ 098-882-4353 ＦＡＸ 098-882-4270

　 E-mail akaihane@okishakyo.or.jp